平成２７年（フ）第２８２号
静岡県湖西市白須賀6203番地の１　グランシャリオＢ－201
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６３７５号
東京都渋谷区本町６丁目11－６－201
債務者　甲谷　里司
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９号
釧路市若草町14番20号
債務者　斉藤　雅子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９４号
釧路市鳥取北３丁目４番６号　丹頂マンション１号
債務者　佐々木　進
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９５号
釧路市鳥取北３丁目４番６号　丹頂マンション１号
債務者　佐々木千穂子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９９号
釧路市春採２丁目16番１号
債務者　和歌山弘子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４２号
栃木県栃木市川原田町122番地６
債務者　佐波瀬尚夫
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第５０号
栃木県栃木市藤岡町藤岡5451番地８
債務者　阿部　明子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６３６７号
東京都板橋区大谷口上町13－８－1402
債務者　田中知佳子（旧姓金沢）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９号
沖縄県沖縄市高原３丁目14番14号
債務者　照屋　明菜
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第８０号
沖縄県沖縄市東１丁目６番11号　外間アパート105
債務者　山下　秀一
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第７７号
沖縄県沖縄市高原３丁目11番21号　マンションプラトー201
債務者　砂川　安緒
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第７８号
沖縄県沖縄市高原３丁目11番21号　マンションプラトー201
債務者　砂川　佳子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１７号
鹿児島県南九州市川辺町永田1273番地
破産者　有限会社五反田製茶
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１４２５号
さいたま市大宮区桜木町４－333－13　ＯＬＳビル13階、商業登記簿上の本店所在地さいたま市浦和区常盤１丁目３番９号
破産者　株式会社全日
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６５号
福島県いわき市三和町下三坂字明戸121番地
破産者　農事組合法人永山牧場
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部